

各位

横手市農業振興課

「中山間地域等経営継続支援事業」のお知らせ(拡充)

横手市では、中山間地域での耕作放棄地対策・営農活動支援のため、令和4年度より新たな事業を”2つ”創設し、令和6年度から拡充しました。
事業を活用する場合は、申込書の提出をお願いします。

1 事業内容

その1

対象者 : 中山間地域等(※1)の条件不利農地(※2)を、新規に3年以上(樹園地は5年以上)借受ける農業者

要件 : 1) 借受けは、利用権を設定し令和6年11月まで完了(予定含む)すること
2) 借受ける農地は、特定農作業受委託契約からの切替でないこと
3) 現況が、田・畑・樹園地のいずれかであること
4) 農作物を作付けし、販売すること

全て満たすこと

対象経費 : 借受けた農地に係る経費 *** 経費の内容は、問わない**

補助額 : 1) 田・畑 50,000円/10a(3年以上借受けた面積あたり)
2) 樹園地 100,000円/10a(5年以上借受けた面積あたり) ←令和6年度から拡充
*どちらも初年度1回限り

その2

対象者 : 中山間地域等(※1)で、営農を継続する農業者

要件 : 1) 着手前に申込すること
2) 農作物を作付けし、販売すること …… 条件不利農地の整備費の場合追加要件となります。

対象経費 : 1) 条件不利農地(※2)の整備費
土壌改良、整地、畦畔除去、暗渠排水、用排水路等のほ場に関する整備全般
2) 農道・水路・水利施設の維持補修費

1)2)とも具体的には、
 { ・ 工事費
 ・ 材料費
 ・ 車両リース代 } となります。

対象外

- ・ 個人への賃金、燃料費
- ・ 土地改良区が管理しているもの

補助額 : 対象経費(税抜)の1/2以内
上限 20万円

実施例 : (水路の整備)

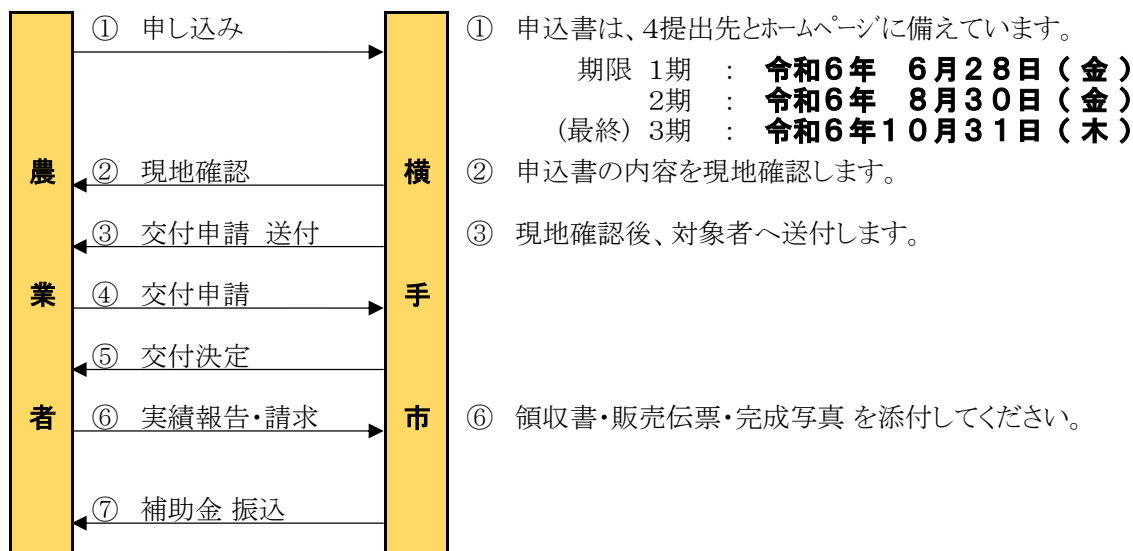


※1 中山間地域等 …… 中山間地域等直接支払制度の対象となっている協定農用地地域 または、中山間地域で土地改良区が管理していない農道・水路・水利施設がある地域

※2 条件不利農地 …… 次の条件のうちどれか1つを満たす農地

- | | | | |
|------------|----------------|----------|----------|
| ①安定した水源がない | ③区画が小さい(30a未満) | ⑤農道が未整理 | ⑦暗渠排水の不備 |
| ②未整理農地 | ④田の段差が大きい | ⑥用排水路の不備 | ⑧日照条件が悪い |

2 申し込みから補助金振込までの流れ



3 留意事項

- | |
|---|
| 1) 予算の上限に達した場合は、申込を終了する場合があります。予め、ご了承願います。 |
| 2) 他の補助事業との重複受給はできません。(同一事業で、複数の補助金を併用できません。) |

4 提出先 横手市役所 農業振興課 農業政策係 (平鹿地域振興局 3F)
または 各地域局 地域課 産業建設係

5 問合せ先 横手市役所 農業振興課 農業政策係 阿部、高橋
TEL 0182-32-2112